

第57期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時

場所

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
当社 本店 大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式移転計画承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
8名選任の件

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様
の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていた
だき、事前に郵送により議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。

※ 2020年開催の第55期定時株主総会より、お土産を廃止いたしました。

 **日本管財株式会社**

証券コード 9728

証券コード 9728
2022年5月31日

株主各位

本店 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
本社 東京都中央区日本橋二丁目1番10号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前に郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、2022年6月16日（木曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
- 2. 場 所** 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
当社 本店 大会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 3. 目的事項 報告事項**
 - 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件**決議事項**
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 株式移転計画承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

以 上

第57期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

第57期定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について下記のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応について

- ◆ 株主総会の運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。
- ◆ 感染拡大防止及び公平性の観点から、**ご出席の株主様へのお土産は2020年開催の第55期定時株主総会より廃止しております**。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2. 株主様へのお願い

- ◆ 本株主総会にご来場される株主様におかれましては、当日のご自身の体調を十分にご確認のうえ、くれぐれもご無理をなさませんようお願いいたします。
- ◆ 感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

3. ご来場される株主様へのお願い

- ◆ **十分なソーシャルディスタンスを確保するため、会場の座席数を昨年同様大幅に減らしております。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることとなりますので、あらかじめご了承ください。**
- ◆ 当日ご来場の株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆ 株主総会会場におきましては、マスクの常時ご着用、アルコール消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。
- ◆ 受付に体温を確認する装置を設置し、体温の高い株主様にはご入場をお断りする場合がございます。また、体調不良と見受けられる方は、運営スタッフがお声がけさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 開催時間を短縮する観点から、報告事項や議案の詳細な説明を省略させていただく予定です。

今後の感染拡大の状況に応じまして、本株主総会の延期等、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記の**当社ウェブサイト**に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上

【インターネットによる開示について】

1. 本通知の添付書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の**当社ウェブサイト**に掲載しております。
 - ・連結計算書類のうち「連結注記表」及び計算書類のうち「個別注記表」
2. 本通知の「事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類」に修正事項が生じた場合も、下記の**当社ウェブサイト**において、修正後の事項を掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の発生による感染再拡大に加え、ウクライナ情勢の悪化による原材料価格の高騰や為替変動リスクの影響により経済活動の停滞が懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております

不動産関連サービス業界におきましても、新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワーク導入や郊外のサテライトオフィス設置などにより、都市集中型から分散型へ変わりつつあり、オフィスや商業ビルの空室率は、一部の地域を除き緩やかな上昇基調が継続しております。また、取引先における管理コスト削減の意識は更に高まり、厳しい経営環境が継続することが予想されます。

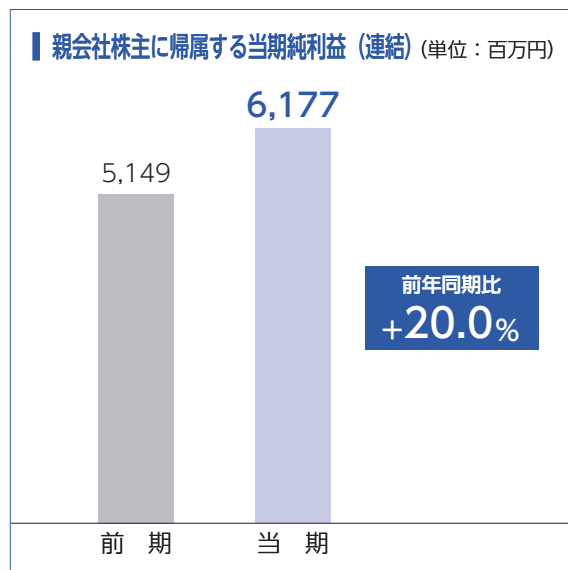
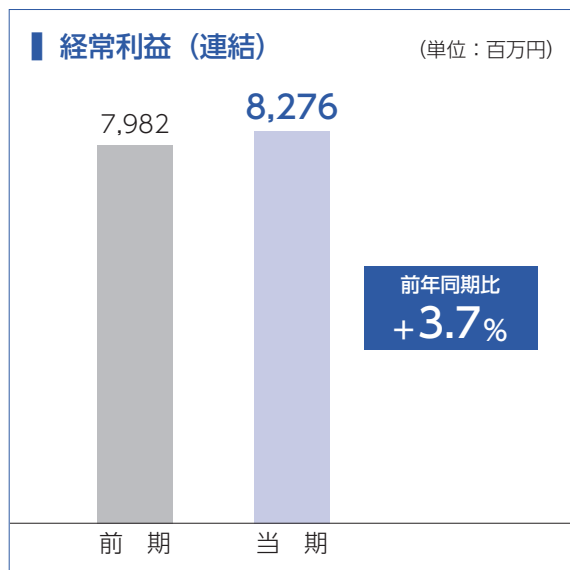
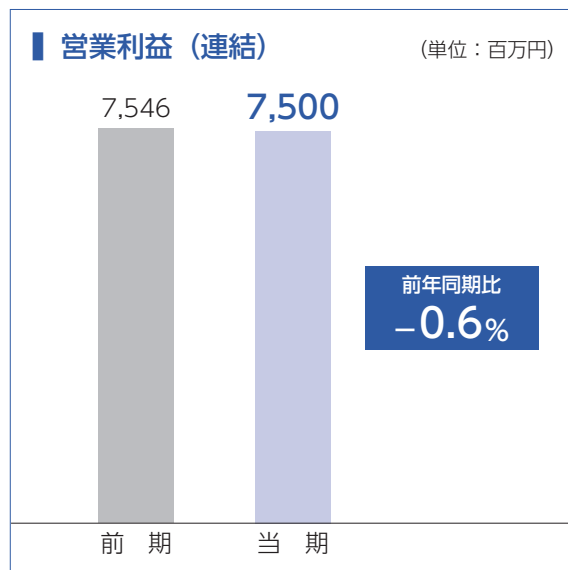
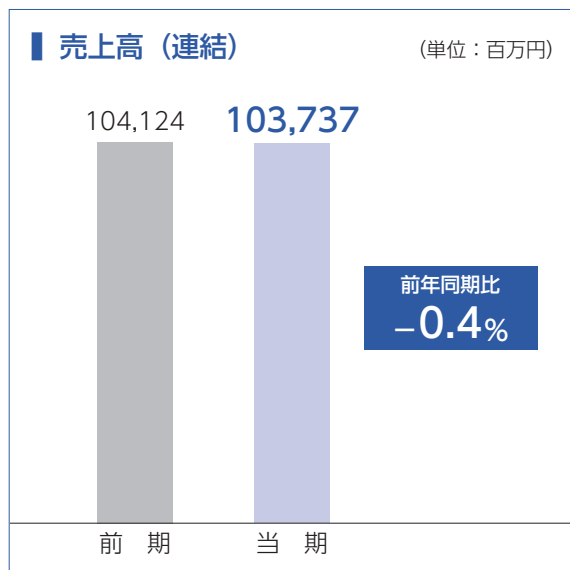
このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、顧客ニーズに応えた良質なサービスを継続的に提供するため、先進的な技術と対応力で「最適な建物管理」を追求し続け、建物の資産価値の向上に努めております。

また、主力のビル管理業務の一層の強化・向上を図るとともに、PFI事業や公共施設マネジメント事業などの周辺業務にも積極的な展開を図っております。

当連結会計年度の売上高は、工事関連業務の受注が伸び悩んだことにより、1,037億37百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

利益面におきましても、料金改定や仕様内容・作業効率の見直し等の利益確保に努めたものの、新型コロナウイルス感染症対策や体制強化に伴う費用の発生により、営業利益は75億円（前年同期比0.6%減）となりましたが、持分法による投資利益等の増加により、経常利益は82億76百万円（前年同期比3.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は61億77百万円（前年同期比20.0%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は64百万円、売上原価は39百万円、営業利益及び経常利益は24百万円それぞれ減少しております。

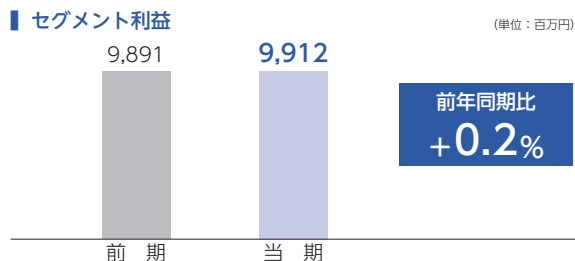
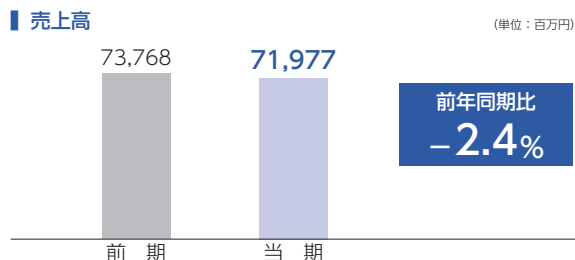


■ 建物管理運営事業

主たる業務であるビル管理業務及び保安警備の建物管理運営事業につきましては、契約更改が堅調であったものの、工事関連業務の受注が伸び悩んだことにより、当連結会計年度の売上高は719億77百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

利益面におきましては、料金改定や仕様の見直し、コスト削減に努めたことにより、セグメント利益は99億12百万円（前年同期比0.2%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は69百万円、売上原価は45百万円、セグメント利益は24百万円それぞれ減少しております。

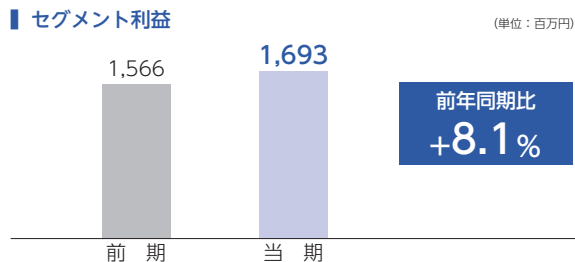
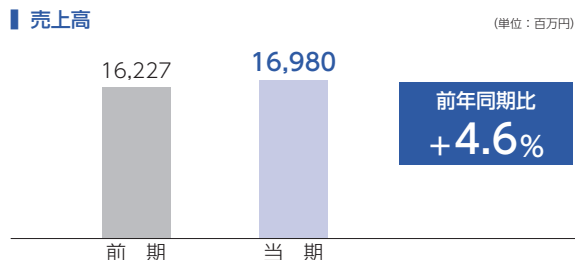


■ 住宅管理運営事業

マンション及び公営住宅の管理を主体とする住宅管理運営事業につきましては、公営住宅管理における修繕業務が増加したことにより、当連結会計年度の売上高は169億80百万円（前年同期比4.6%増）となりました。

利益面におきましても、継続的なコスト削減に努めたことにより、セグメント利益は16億93百万円（前年同期比8.1%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高及び利益に与える影響は軽微であります。

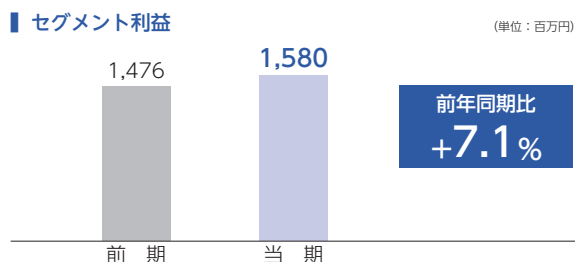
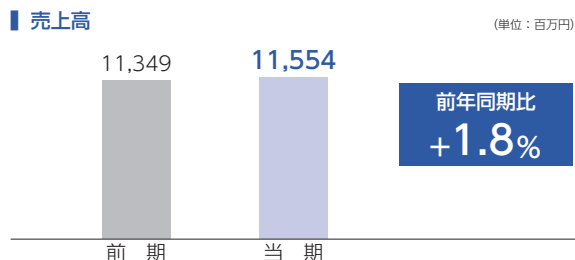


環境施設管理事業

上下水道関連施設等の生活環境全般にかかる公共施設管理を主体とする環境施設管理事業につきましては、新規管理案件の受託や契約更改が堅調であったことにより、当連結会計年度の売上高は115億54百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

利益面におきましても、適正な人員配置を中心にコスト削減に努めたことにより、セグメント利益は15億80百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高及び利益に与える影響は軽微であります。

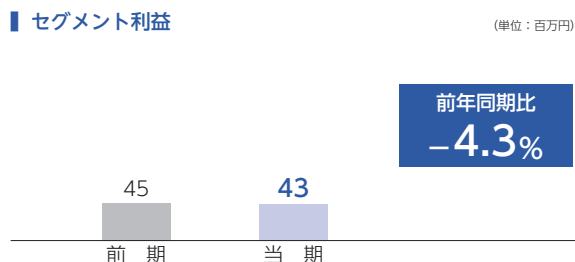
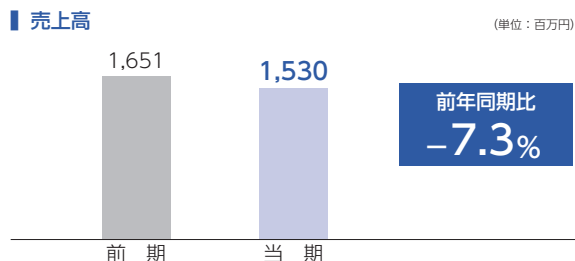


不動産ファンドマネジメント事業

不動産ファンドの組成・資産運用を行うアセットマネジメント及び匿名組合への出資を主体とする不動産ファンドマネジメント事業につきましては、運用資産の売却収益が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は15億30百万円（前年同期比7.3%減）となりました。

利益面におきましても、継続的なコスト削減に努めてまいりましたが、運用資産の売却に伴う利益が減少したことにより、セグメント利益は43百万円（前年同期比4.3%減）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高及び利益に与える影響はありません。



■ その他の事業

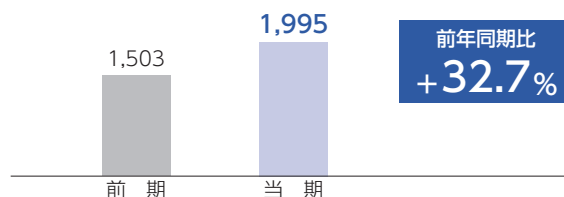
イベントの企画・運営、デザイン制作、給与計算業務を主体としたその他の事業は、収益性の高い業務を受託できたことや、第2四半期連結会計期間末に連結子会社となった株式会社ネオトラストの業績が寄与したことにより、当連結会計年度の売上高は19億95百万円※（前年同期比32.7%増）、セグメント利益も3億14百万円（前年同期比32.1%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高及び利益に与える影響はありません。

※セグメント間の内部売上高を含んでおります。

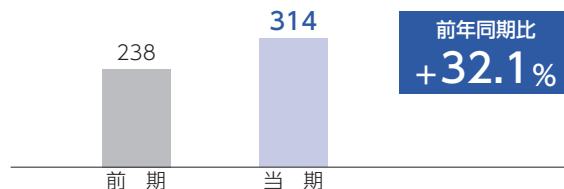
■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)



2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は12億93百万円であり、主なものは研修所施設の増築及びシステム構築等によるものであります。

3. 資金調達の状況

連結子会社である匿名組合が借入れを行っていることに伴い、これらの匿名組合のノンリコースローンが連結貸借対照表に計上されております。ノンリコースローンは、債務履行の責任財産を不動産ファンドの販売用不動産からのキャッシュフローのみに限定し、その他の財産への債務履行請求を行わない借入であります。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢が世界経済全体に与える影響は大きく、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。不動産関連サービス業界におきましても、取引先企業における管理コスト削減の意識は更に高まり、他社との競合も含め、今後も市場環境は厳しい状況で推移するものと予想されます。

当社グループといたしましては、サービス品質の継続的な向上に努め、併せて付加価値の高い提案を積極的に行うことにより、お客様満足度と収益性の向上を図るとともに、コンプライアンスの徹底と内部統制システムの適切な運用を継続し、更なる企業グループの価値向上に努めてまいります。

今後も企画提案力を主軸に据え、PFI事業や公共施設マネジメント事業など一層の事業展開を図り、国内外問わず当社に関連する業務のM&Aを積極的に推進してまいります。また、社会や生活においてデジタル化が急速に進んでおり、当社グループにおきましても、IT技術等による業務のデジタル化の促進を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、当社グループは引き続き、お客様をはじめとする関係者の皆様や協力会社を含む従業員の安全衛生の確保及び健康への配慮を最優先に事業を継続してまいります。

5. 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第54期	第55期	第56期	第57期
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		97,929	106,300	104,124	103,737
営 業 利 益 (百万円)		6,363	6,854	7,546	7,500
経 常 利 益 (百万円)		6,760	7,232	7,982	8,276
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		4,313	4,346	5,149	6,177
1株当たり当期純利益 (円)		125.11	117.29	137.74	165.24
総 資 産 (百万円)		72,670	77,024	81,280	82,141
純 資 産 (百万円)		47,487	53,029	56,694	61,652
1株当たり純資産 (円)		1,315.18	1,385.10	1,482.29	1,614.97

(注) 当連結会計年度に国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外持分法適用関連会社において、クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションのコストについて会計方針の変更を行っており、第56期(2021年3月期)については会計方針の変更による遡及処理後の数値を記載しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社スリーエス	50百万円	90.0%	保安警備
株式会社日本管財環境サービス	300百万円	100.0%	環境施設管理
東京キャピタルマネジメント株式会社	100百万円	100.0%	不動産ファンドマネジメント
NSコーポレーション株式会社	50百万円	90.0%	建物総合管理
株式会社日本環境ソリューション	10百万円	100.0%	建物総合管理
日本住宅管理株式会社	50百万円	100.0%	マンション管理
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス	30百万円	100.0%	人材派遣
株式会社沖縄日本管財	50百万円	100.0%	建物総合管理
日本管財住宅管理株式会社	50百万円	100.0%	マンション管理
株式会社ネオトラスト	10百万円	100.0%	給与計算業務アウトソーシング及びコンサルティング
NIPPON KANZAI USA, Inc.	440千米ドル	100.0%	企業買収及び米国における情報収集

- (注) 1. 当社は、完全子会社であった株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスを2021年7月1日付で吸収合併しております。
 2. 当社は、株式会社ネオトラストの全株式を取得し、2021年8月31日付で完全子会社化しております。
 3. 東京キャピタルマネジメント株式会社は2021年7月1日付で株式会社日本プロパティ・ソリューションズを吸収合併しております。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 業 務
建物管理運営事業	複合用途ビル、シティホテル等の清掃管理業務、設備保守管理業務、昼夜間の常駐保安警備業務、各種センサーと電話回線を使用し異常発生時に緊急対応する機械警備業務、契約先のニーズによる受付・オペレータ業務、工事関連業務等
住宅管理運営事業	分譲マンション等の運営管理業務、管理員業務、清掃業務、設備保守管理業務、設備監視・機械警備業務及び事務管理業務、並びに公営住宅の入居者管理業務、維持管理・保全業務
環境施設管理事業	上下水道関連施設、ゴミ処理施設等の生活環境全般にかかる公共施設における諸設備運転管理業務及び水質管理業務
不動産ファンドマネジメント事業	不動産ファンドの運営・アレンジメント、匿名組合への出資、投資コンサルティング、資産管理
その他の事業	イベントの企画・運営、印刷、デザイン、製本、不動産の販売及び売買仲介業務、給与計算アウトソーシング及びコンサルティング業務等

8. 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

日本管財株式会社	本店 (兵庫)、本社 (東京)、中部本部 (愛知)、大阪本部 (大阪)、兵庫本部 (兵庫)、九州本部 (福岡)、北海道支店 (北海道)、東北支店 (宮城)、神奈川支店 (神奈川)、埼玉支店 (埼玉)、岡崎支店 (愛知)、京都支店 (京都)、阪神支店 (兵庫)、中国四国支店 (広島)
株式会社スリーエス	本店 (兵庫)、本社 (東京)、東京第一・第二事業本部 (東京)、中部事業本部 (愛知)、近畿事業本部 (大阪)、九州事業本部 (福岡)、東北事業部 (宮城)
株式会社日本管財環境サービス	本社 (大阪)、東京支店 (東京)、大阪支店 (大阪)、中国支店 (山口)、九州支店 (福岡)
東京キャピタルマネジメント株式会社	本社 (東京)、大阪支店 (大阪)、名古屋支店 (愛知)、北海道事務所 (北海道)、九州事務所 (福岡)
NS コーポレーション株式会社	本社 (東京)
株式会社日本環境ソリューション	本社 (東京)
日本住宅管理株式会社	本社 (大阪)、関東支店 (東京)、京阪奈支店 (大阪)、神戸支店 (兵庫)、岡山支店 (岡山)
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス	本社 (大阪)、東京支店 (東京)
株式会社沖縄日本管財	本社 (沖縄)
日本管財住宅管理株式会社	本社 (大阪)、北海道支店 (北海道)、関東支店 (東京)、中部支店 (愛知)、近畿支店 (大阪)、神戸支店 (兵庫)、九州支店 (福岡)
株式会社ネオトラスト	本社 (東京)
NIPPON KANZAI USA, Inc.	本社 (アメリカ合衆国ニューヨーク州)

(注) 1. 株式会社スリーエスは2021年4月1日付で本店 (兵庫県) と本社 (東京都) の二本社制に移行しております。
2. 株式会社日本管財環境サービスは2021年12月6日付で本社を兵庫県から大阪府に移転しております。

9. 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数
10,278名	199名増

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(年間平均人員3,547名)は含んでおりません。

10. 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社福岡銀行	1,587百万円
株式会社あおぞら銀行	300百万円
シンジケートローン	750百万円

(注) 1. 株式会社福岡銀行及び株式会社あおぞら銀行からの借入れはノンリコースローンによるものであります。
2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資であります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 160,000,000株
2. 発行済株式の総数 37,383,294株 (自己株式3,797,012株を除く。)
3. 株主数 58,410名 (前期末比992名増)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本サービスマスター有限会社	12,552,162	33.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,515,400	6.73%
福田 慎太郎	2,066,802	5.53%
光通信株式会社	1,249,300	3.34%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	976,400	2.61%
福田 武	949,008	2.54%
日本管財社員持株会	763,629	2.04%
明治安田生命保険相互会社	556,200	1.49%
三菱UFJ信託銀行株式会社	474,368	1.27%
日本管財取引先持株会	427,600	1.14%

(注) 持株比率は自己株式数 (3,797,012株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 田 武	(株)スリーエス代表取締役社長
代表取締役社長	福 田 慎 太 郎	日本サービスマスター(有)取締役
専 務 取 締 役	安 田 守	経営管理担当兼人事・秘書担当兼総合企画担当兼海外事業推進担当 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長
専 務 取 締 役	徳 山 良 一	技術統轄本部長 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長
専 務 取 締 役	高 橋 邦 夫	営業統轄本部長 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長 (株)大分駅南コミュニティサービス代表取締役社長 (株)早良グリーンテラス代表取締役社長 (株)福岡カルチャーベース代表取締役社長
常 務 取 締 役	原 田 康 弘	管理統轄本部長
常 務 取 締 役	大 原 嘉 昭	業務統轄本部長 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長
常 務 取 締 役	若 松 雅 弘	営業統轄本部本部長代理兼東日本・中部担当兼PPP・PFI担当 NSコーポレーション(株)代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	乾 新 悟	乾光海運(株)代表取締役 乾汽船(株)顧問 株式会社PALTAC顧問
取締役 (監査等委員)	山 下 義 郎	(株)カシワテック代表取締役社長 (株)シーメイト取締役会長 尾道造船(株)社外監査役
取締役 (監査等委員)	小 菅 康 太	(株)コスガの家具代表取締役
取締役 (監査等委員)	岡 田 貴 子	岡田貴子公認会計士・税理士事務所代表 イチカワ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役 (監査等委員) 岡田貴子氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているものであります。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置のうえ専任スタッフを常駐させ、社内会議への出席等を通じて情報を収集し監査等委員会と共有しております。また、内部監査室や内部統制室等との連携を緊密にし、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 2021年6月18日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、赤井利生氏、松浦秀隆氏、森本和彦氏、岡元重樹氏、高田康行氏は取締役を退任し、当社上級執行役員に選任されました。

6. 2021年8月1日付にて、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
専務取締役 経営管理担当兼人事・秘書担当 兼総合企画担当兼海外事業推進担当	安田 守	専務取締役 経営管理担当兼人事・秘書担当

7. 2022年4月1日付にて、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
専務取締役 業務統轄本部長	高橋 邦夫	専務取締役 営業統轄本部長
常務取締役 経営管理担当	大原 嘉昭	常務取締役 業務統轄本部長
常務取締役 営業統轄本部長	若松 雅弘	常務取締役 営業統轄本部本部長代理 兼東日本・中部担当PPP・PFI担当

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（監査等委員）乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（監査等委員）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。

D&O保険の被保険者は、当社の取締役、並びに子会社（㈱スリーエス、㈱日本管財環境サービス、東京キャピタルマネジメント㈱、NSコーポレーション㈱、㈱日本環境ソリューション、日本住宅管理㈱、㈱エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス、㈱沖縄日本管財、日本管財住宅管理㈱及びNIPPON KANZAI USA, Inc.の各社）の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4. 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 取締役の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	557 (-)	557 (-)	- (-)	- (-)	13 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	28 (28)	28 (28)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	586 (28)	586 (28)	- (-)	- (-)	17 (4)

- (注) 1. 2017年6月16日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額800百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬額を、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は13名（うち、社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）です。
2. 上記の支給人数には、2021年6月18日開催の第56期定時株主総会最終の時をもって退任した取締役5名（赤井利生氏、松浦秀隆氏、森本和彦氏、岡元重樹氏、高田康行氏）を含んでおります。
3. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬については、2021年2月18日開催の取締役会にて、その概要として「継続した収益の安定と事業の成長を図るため固定報酬を基本とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、個人別の報酬は各取締役が企業価値向上にいかに関与したかを念頭に、業績結果、役位、在任年数、各取締役が担う役割・責務、将来的な業績見通し等を総合的に勘案し決定する」旨の方針を決議しております。
4. 当連結会計年度の個人別の報酬については、2021年6月18日開催の取締役会にて、代表取締役社長である福田慎太郎に具体的な内容の決定を委任することを決議いたしました。これは、当社グループ全体の業績を俯瞰し各取締役が担う役割及び責務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることと判断したことによるものです。
5. 当社は、代表取締役社長により上記のとおり委任された権限が適切に行使されるべく、代表取締役社長が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で報酬等の決定に関する基本方針に基づき作成した案を、社外取締役で構成される監査等委員会にて審議し、代表取締役社長はその意見を尊重のうえ決定することとしております。そのため、取締役会は、かかる手続きを経て決定された当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）乾 新悟氏の兼職先である乾光海運(株)、乾汽船(株)及び(株)PALTACとは、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）山下義郎氏の兼職先である(株)カシワテック、(株)シーメイト及び尾道造船(株)とは、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）小菅康太氏の兼職先である(株)コスガの家具とは、特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）岡田貴子氏の兼職先である岡田貴子公認会計士・税理士事務所及びイチカワ(株)とは、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
社外取締役 (監査等委員)	乾 新 悟	18/18	16/16
	山 下 義 郎	16/18	15/16
	小 菅 康 太	18/18	16/16
	岡 田 貴 子	13/13	10/10

- ・取締役会及び監査等委員会での発言状況等

各社外取締役（監査等委員）は、取締役会で、企業経営者としての豊富な知識、経験及び専門性を活かし、主に法令遵守の見地から、質問及び意見を述べております。また、各社外取締役（監査等委員）は、客観的かつ公正な立場から取締役の職務の執行を監査するという期待される役割に関して、監査等委員会において、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備及び運用状況、重要書類の監査等について意見交換及び審議を行っております。

その他、日頃から、法令遵守の徹底等についての注意喚起も行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2. 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

52百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、再任もしくは不再任につきましては、会計監査人の継続年数等を勘案し、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンス体制の基礎として、「グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス基本規程」を定めております。
当社は、管理統轄本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その事務局を法務室に置き、当社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとします。
また、子会社は個別にコンプライアンス体制を整備・維持し、当社はその助言・指導を行います。
- ② 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社における重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は子会社の監査役に報告するものとします。
- ③ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループ社内通報システムを整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行うこととします。
- ④ 当社の内部監査室は、当社及び子会社に対し、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性等について監査し、その結果を社長及び監査等委員会に報告しております。
- ⑤ 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行います。

また、情報の管理については、「情報システム管理規程」「個人情報保護基本規程」に基づき適切に対応します。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「コンプライアンス委員会」内に、子会社はその管理担当部門に、それぞれ自社のリスク管理全体を統括する組織を設け、自社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとします。また、当社は子会社のリスク管理体制について、指導・助言を行います。
- ② 当社グループを対象とする「危機管理規程」を定め、当社及び子会社において重大な不測の事態が発生した場合には、必要に応じ、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。
- ③ 当社グループの重要な投資案件の収益性、事業戦略性、運営上のリスクを事前に検討し、また、事後のモニタリングを実施するための取締役会の諮問機関として「投資委員会」を設け、当社グループの投資案件

に関するリスク管理体制を強化します。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」及び「取締役会付議基準」による重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に役付取締役によって構成される取締役会上程議案等の事前説明会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしします。
- ② 業務の運営については、年度毎に当社グループ全体の経営計画を策定し、これを当社及び子会社各部門の業務目標に落とし込み、月次で経営会議にて業績管理を行います。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め運用します。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため「グループ企業倫理行動指針」をグループ会社全てに適用します。

当社は、担当役員及び担当部署を置き、「関係会社管理規程」に従い、グループ報告会での報告により当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとしします。

取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとしします。

- ② 子会社の取締役及び使用人は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、内部監査室及びコンプライアンス委員会に報告するものとしします。内部監査室又はコンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとしします。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会はその職務を補助させるため、監査等委員会事務局所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしします。

7. 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたものは当該事実を、それぞれ監査等委員会に都度報告するものとします。前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社又は子会社の取締役、使用人等に対して当社又は子会社の事業、業務又は財産に関する事項の報告を求めることができることとします。
- ② 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告するものとします。
- ③ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力します。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告を行った当社又は子会社の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止します。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續きに係る方針

監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度でこれを排除します。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (i) 「グループ企業倫理行動指針」や各種取引契約書へ反社会的勢力排除項目を追記してまいります。
 - (ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
 当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応統括部署へ報告・相談する体制を整備してまいります。

(iii) 外部専門機関との連携状況

当社は、警察が主催する連絡会等に参加し、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導をいただいております。

(iv) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社会的勢力の情報を総務部にて一元管理し、取引先等の反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用します。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の職務及び業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 定例のコンプライアンス委員会を年2回開催し、適宜、臨時のコンプライアンス委員会を開催することで、コンプライアンス施策の検討やその実施状況のモニタリング、違反事例の有無の確認や発生防止策の策定等について議論いたしました。
- ② 取締役・執行役員を含む部門長及びグループ会社のコンプライアンス担当役員に対して、年1回コンプライアンス推進責任者研修会を開催するとともに、グループ会社の担当者を含めた管理職に対して、年1回コンプライアンス管理職研修会を開催することで、法令遵守に向けた取り組みを継続的に行いました。
- ③ 投資委員会を適宜開催し、重要な投資案件の運営上のリスク等の事前検討や、投資案件の事後のモニタリングを実施いたしました。
- ④ 当期は臨時を含め、取締役会を18回開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ⑤ グループ報告会を年4回開催し、子会社経営の管理及びモニタリングを行いました。
- ⑥ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、社内通報システムへの通報件数及びその概要並びに調査結果を定期的に監査等委員会に報告しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	51,849
現金及び預金	32,789
受取手形、売掛金及び契約資産	14,296
事業目的匿名組合出資金	74
貯蔵品	183
販売用不動産	2,907
未収還付法人税等	141
その他	1,465
貸倒引当金	△8
固定資産	30,291
有形固定資産	5,988
建物及び構築物	3,846
機械装置及び運搬具	39
工具・器具・備品	550
土地	1,226
リース資産	302
建設仮勘定	21
無形固定資産	2,357
電話加入権	46
ソフトウェア	405
のれん	1,825
リース資産	9
ソフトウェア仮勘定	70
投資その他の資産	21,946
投資有価証券	15,653
長期貸付金	833
長期前払費用	19
賃借不動産保証金・敷金	3,671
各種会員権	361
退職給付に係る資産	830
繰延税金資産	245
その他	388
貸倒引当金	△56
資産合計	82,141

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,626
支払手形及び買掛金	6,143
1年内返済予定の長期借入金	375
1年内返済予定の長期ノンリコースローン	16
リース債務	107
未払費用	2,659
未払法人税等	561
未払消費税等	930
預り金	277
契約負債	1,711
賞与引当金	768
資産除去債務	21
その他	53
固定負債	6,862
長期借入金	375
長期ノンリコースローン	1,871
リース債務	229
繰延税金負債	731
退職給付に係る負債	166
預り保証金	2,475
資産除去債務	284
持分法適用に伴う負債	22
その他	705
負債合計	20,489
純資産の部	
株主資本	59,092
資本金	3,000
資本剰余金	3,785
利益剰余金	55,080
自己株式	△2,773
その他の包括利益累計額	1,280
その他の有価証券評価差額金	2,282
為替換算調整勘定	△820
退職給付に係る調整累計額	△181
非支配株主持分	1,279
純資産合計	61,652
負債純資産合計	82,141

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		103,737
売 上 原 価		80,535
売 上 総 利 益		23,201
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,701
営 業 利 益		7,500
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	222	
受 取 賃 貸 料	57	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	439	
保 険 配 当 金	41	
助 成 金 収 入	49	
為 替 差 益	149	
そ の 他	63	1,024
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
賃 貸 資 産 関 連 費 用	47	
固 定 資 産 除 却 損	113	
そ の 他	65	248
経 常 利 益		8,276
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	100	100
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,376
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,983	
法 人 税 等 調 整 額	108	2,092
当 期 純 利 益		6,284
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		106
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,177

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,000	3,785	51,248	△2,773	55,260
会計方針の変更による累積的影響額			△325		△325
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,000	3,785	50,922	△2,773	54,934
当期変動額					
剰余金の配当 (前期末)			△1,009		△1,009
剰余金の配当 (中間)			△1,009		△1,009
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,177		6,177
自己株式の取得				△0	△0
当期変動額合計	—	—	4,158	△0	4,157
当期末残高	3,000	3,785	55,080	△2,773	59,092

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,050	△1,216	△232	601	1,281	57,143
会計方針の変更による累積的影響額		△9		△9		△335
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,050	△1,226	△232	591	1,281	56,807
当期変動額						
剰余金の配当 (前期末)						△1,009
剰余金の配当 (中間)						△1,009
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,177
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	231	405	50	688	△2	686
当期変動額合計	231	405	50	688	△2	4,844
当期末残高	2,282	△820	△181	1,280	1,279	61,652

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	33,790	流動負債	9,773
現金及び預金	21,732	支払手形	29
受取手形	55	買掛金	4,722
売掛金	9,786	1年内返済予定の長期借入金	375
契約資産	119	リース債務	36
貯蔵品	64	未払金	528
前払費用	159	未払消費税等	506
未収入金	43	未払給料	673
短期貸付金	909	未払社会保険料	272
立替金	373	預り金	150
未収還付法人税等	116	関係会社預り金	800
その他	432	契約負債	1,268
貸倒引当金	△2	賞与引当金	386
固定資産	25,831	資産除去債務	7
有形固定資産	4,256	その他	15
建物	2,624	固定負債	2,061
構築物	100	長期借入金	375
機械装置	0	リース債務	41
車両運搬具	35	繰延税金負債	586
工具・器具・備品	443	預り保証金	310
土地	971	資産除去債務	122
リース資産	60	その他	625
建設仮勘定	21	負債合計	11,834
無形固定資産	464	純資産の部	
電話加入権	19	株主資本	45,677
ソフトウェア	374	資本金	3,000
リース資産	0	資本剰余金	3,756
ソフトウェア仮勘定	70	資本準備金	498
投資その他の資産	21,110	その他資本剰余金	3,257
投資有価証券	6,504	利益剰余金	41,694
関係会社株式	11,080	利益準備金	251
長期貸付金	17	その他利益剰余金	41,443
関係会社長期貸付金	1,138	別途積立金	12,310
前払年金費用	818	繰越利益剰余金	29,133
賃借不動産保証金・敷金	1,014	自己株式	△2,773
各種会員権	328	評価・換算差額等	2,110
長期滞留債権	24	その他有価証券評価差額金	2,110
賃貸建物	55		
賃貸土地	53		
その他	127		
貸倒引当金	△52		
資産合計	59,622	純資産合計	47,787
		負債純資産合計	59,622

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		64,253
売 上 原 価		50,356
売 上 総 利 益		13,896
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,305
営 業 利 益		4,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44	
受 取 配 当 金	1,861	
受 取 賃 貸 料	57	
保 険 配 当 金	28	
為 替 差 益	149	
雑 収 入	74	2,217
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
賃 貸 資 産 関 連 費 用	47	
固 定 資 産 除 却 損	48	
雑 損 失	28	143
経 常 利 益		6,664
特 別 損 失		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	26	26
税 引 前 当 期 純 利 益		6,638
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	880	
法 人 税 等 調 整 額	105	986
当 期 純 利 益		5,651

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,000	498	3,257	3,756
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,000	498	3,257	3,756
当期変動額				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	3,000	498	3,257	3,756

	株 主 資 本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	251	12,310	25,430	37,991	△2,773	41,974	
会計方針の変更による累積的影響額			70	70		70	
会計方針の変更を反映した当期首残高	251	12,310	25,500	38,061	△2,773	42,045	
当期変動額							
剰余金の配当 (前期末)			△1,009	△1,009		△1,009	
剰余金の配当 (中間)			△1,009	△1,009		△1,009	
当期純利益			5,651	5,651		5,651	
自己株式の取得					△0	△0	
当期変動額合計	—	—	3,633	3,633	△0	3,632	
当期末残高	251	12,310	29,133	41,694	△2,773	45,677	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,892	1,892	43,866
会計方針の変更による累積的影響額			70
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,892	1,892	43,937
当期変動額			
剰余金の配当 (前期末)			△1,009
剰余金の配当 (中間)			△1,009
当期純利益			5,651
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	218	218	218
当期変動額合計	218	218	3,850
当期末残高	2,110	2,110	47,787

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本管財株式会社
取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木下昌久
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内菌仁美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本管財株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本管財株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本管財株式会社
取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木下昌久
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内菌仁美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本管財株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、監査等委員会を毎月定期的に開催し、取締役会の議題についての事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

日本管財株式会社

監査等委員会

監査等委員長	乾	新	悟	Ⓞ
監査等委員	山	下	義	Ⓞ
監査等委員	小	菅	康	Ⓞ
監査等委員	岡	田	貴	Ⓞ
			子	Ⓞ

(注) 監査等委員 乾 新悟、山下 義郎、小菅 康太及び岡田 貴子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当政策を最重要課題のひとつとして位置付け、利益還元策として業績に応じた適正な成果配分を行うことを基本方針としており、あわせて今後の事業展開と経営体質の強化にも充分配慮しております。当期の期末配当につきましては、1株につき27円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,009,348,938円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日

第2号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2023年4月3日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「日本管財ホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを、2022年5月12日の取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転に係る株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景・目的

(1) 持株会社体制への移行の背景

当社は、建物をいつまでも健康で、安心して使えるようにすることが使命だと考え、1965年の創業以来、お客様の大切な建物資産をお預かりしてきました。その間、社会情勢の変化に応じてお客様のニーズも多様化・複雑化する中、業務内容・対象用途・レベル等を常に進化させ続け、「継続した成長により社会貢献する会社」を目指し、常に顧客サイドの観点に立ち、良質なサービスの提供を行ってまいりました。

今後、当社グループの事業展開を更に加速させ、持続的な成長を実現するためには、グループ経営組織体制の見直しを図り、グループシナジーを発揮しつつ各事業の一層の強化を図っていくことが必要であると考えております。また、各事業会社での経験を通じたグループ経営人材の育成も必要であると考えております。そうした観点から、新たなグループ経営組織体制として、持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。持株会社はグループ経営機能に特化し経営戦略の策定、経営資源の最適化や機能強化を図り、事業会社は各社の責任・権限のもと事業環境に応じたスピード感のある経営を行うことで、

グループの更なる成長の実現を目指してまいります。

(2) 持株会社体制への移行の目的

当社グループが、持株会社体制へ移行する目的は、以下のとおりです。

①グループ本社機能の強化

グループ経営機能と業務執行機能を分離し、持株会社はグループ経営機能に特化することで機能強化を図ってまいります。また、共通的・横断的な機能は、持株会社に集約化することで、グループシナジーを発揮することが可能になると考えております。

②事業への権限委譲と意思決定の迅速化

ビルメンテナンス事業を分社化し、責任と権限を持たせることで、事業環境に応じたスピード感のある事業運営を実現してまいります。事業会社としての自律性・自由度が高まることで、顧客ニーズへのより迅速な対応や、より現場に密着した運営が可能になると考えております。

③グループ経営人材の育成

持株会社傘下の事業会社の経営経験を積ませることで、グループ経営人材を育成してまいります。また、持株会社主導で次世代のグループ経営を担う人材の把握、育成、管理、登用を行う形を想定しております。

2. 持株会社体制への移行手順

持株会社設立後は、当社の子会社等を持株会社の子会社として再編する予定であります。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転の効力発生日である2023年4月3日を予定しております。

3. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

日本管財株式会社（以下「当社」という。）は、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。
 - (1) 目的
持株会社の目的は、別紙「日本管財ホールディングス株式会社 定款」第2条に記載の通りとする。
 - (2) 商号
持株会社の商号は、「日本管財ホールディングス株式会社」とし、英文では、「NIPPON KANZAI Holdings Co., Ltd.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
持株会社の本店の所在地は、兵庫県西宮市とし、本店の所在場所は、兵庫県西宮市六湛寺町9番16号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
持株会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙「日本管財ホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第2条 持株会社の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称

1. 持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。
 - 取締役 福田 武
 - 取締役 福田 慎太郎
 - 取締役 安田 守
 - 取締役 徳山 良一
 - 取締役 高橋 邦夫
 - 取締役 降矢 直樹
 - 取締役 原田 康弘
 - 取締役 若松 雅弘
2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
 - 取締役 乾 新悟
 - 取締役 山下 義郎
 - 取締役 小菅 康太
 - 取締役 岡田 貴子

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
PWCあらた有限責任監査法人

第3条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載または記録された当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社の株式の割当については、基準時における当社の株主に対し、その所有する当社の株式1株に対し、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

1. 資本金の額
3,000,000,000円
2. 資本準備金の額
750,000,000円
3. 利益準備金の額
0円

第5条 持株会社の成立の日

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、2023年4月3日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条 本計画承認株主総会

当社は、2022年6月17日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 株式上場

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

第8条 株主名簿管理人

持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条 本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止

本計画作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当会社の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当会社の取締役会の決議により、本計画を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第10条 本計画の効力

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、当会社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

2022年5月12日

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎 ㊞

(別紙)

日本管財ホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本管財ホールディングス株式会社と称し、英文では NIPPON KANZAI Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことまたは次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

1. 建物及び関連設備に関するメンテナンス業務
2. 警備の請負及び警備の保障に関する業務
3. 焼却炉、上水道、下水道、その他環境衛生施設の設備運転維持及び点検保守管理業務
4. 労働者派遣業務
5. 有料職業紹介業務
6. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介に関する情報収集、提供及びコンサルティング業務及びこれらの斡旋、代行、調査、検査、鑑定等に関する業務
7. 不動産、不動産証券化商品等に関する投資顧問業務とこれに関する事業の仲介、代理、調査及びコンサルティング業務
8. 信託受益権の保有、運用、管理及び売買並びにこれに関する事業の仲介、代理、調査及びコンサルティング業務

9. 宅地建物取引業及びそのコンサルティング業務
10. 商品流通センターにおける各種製品の選別、包装、梱包、入出庫作業に関する業務
11. 建築設計及び監理並びに一級建築士事務所の経営
12. 建築工事、土木工事、とび・土工工事、電気工事、管工事、塗装工事、防水工事、消防施設工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、機械器具設置工事、水道施設工事、清掃施設工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事、解体工事の施工並びに請負業務
13. 産業廃棄物の処理に関する業務
14. 消防、昇降機、冷暖房、空気調和、給排水、衛生設備等の諸工事及び点検保守管理業務
15. 凝集剤等水処理用工業薬品及びポンプ等精密機器の販売
16. インテリア用品、家具、家庭用電気製品、日用品雑貨及び食品の販売
17. 催事、広告、印刷物、音声、映像の企画、編集、製作、管理業務
18. 生命保険募集業務及び損害保険代理店業務
19. 省エネルギー支援サービス事業
20. 金融商品取引法に基づく事業
21. 不動産特定共同事業法に基づく事業
22. 債券売買及びこれに関するコンサルティング業務
23. 不動産の所有、売買及びその仲介業
24. 不動産担保の貸付、その他金銭の貸付
25. 土地の造成、開発業務
26. 旅行業及びホテル経営
27. タレントのマネジメント及びその管理業務
28. 広告代理店業務
29. マンション管理に関する業務
30. コンピュータによる計算並びに会社の帳票等の資料作成業務の受託業務
31. コンピュータのソフトウェアの開発・販売・コンサルタント業務
32. 給与計算に関する代行業務
33. 労務コンサルタント業務
34. 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は160,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増」という。）を当社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長になる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(取締役の分掌)

第31条 取締役社長は、会社業務の全般を統轄する。

2. 取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規程)
第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)
第39条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)
第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)
第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)
第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)
第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)
第44条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)
第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)
第46条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から2024年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額は、年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とする。
2. 監査等委員の報酬額の総額は、年額100百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

4. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 交付する株式の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、41,180,306株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本件株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式に対しても、当社の株式が割当交付されることとなります。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

(2) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じておりません。

5. 持株会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）となる者についての事項

持株会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）となる者は、次のとおりであります。なお本項における「当社」とは日本管財株式会社のことをいいます。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	上段：所有する当社株式の数 下段：割り当てられる 持株会社の株式の数
氏名：ふくだ たけし 福田 武 (1940年9月6日生)	1965年10月 当社設立代表取締役社長就任 1972年8月 (株)日本管財サービス設立代表取締役社長就任 1978年12月 (株)スリーエス設立代表取締役社長就任（現任） 2002年4月 (株)エヌ・ケイ・エス代表取締役会長 2008年4月 当社代表取締役会長（現任）	949,008株 949,008株
<p>[取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由] これまで当社グループの経営全般に携わり、現在は代表取締役会長として強いリーダーシップで当社グループを牽引するとともに、業務執行の監督を担っております。業界事情並びに当社事業に精通し、豊富な経験に基づく高度な知見、判断力を有している点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		
氏名：ふくだ しんたろう 福田 慎太郎 (1965年6月29日生)	1998年3月 当社入社 情報統括責任者 1998年6月 当社取締役情報統括責任者 1999年6月 当社常務取締役企画担当 2002年8月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ代表取締役社長 2002年10月 当社専務取締役総合企画室担当兼情報システム室担当 2005年6月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ取締役会長 2006年10月 日本サービスマスター(有)取締役（現任） 2008年4月 当社代表取締役社長（現任）	2,066,802株 2,066,802株
<p>[取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由] これまで当社における業容拡大や経営改革を推進し、現在は代表取締役社長として強いリーダーシップで当社グループを牽引しております。業界事情及び当社事業に精通し、豊富な経験に基づく高度な知見、先見性を有している点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	上段：所有する当社株式の数 下段：割り当てられる 持株会社の株式の数
<p>やす だ まもる 安田 守 (1955年6月18日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 2004年6月 当社取締役総合企画室長 2007年2月 当社専務取締役営業統轄本部副部長東日本担当 2011年6月 当社専務取締役総合企画担当 グループ企業経営効率化担当 2012年4月 当社専務取締役管理統轄本部長 2019年6月 (株)エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス代表取締役社長 2020年7月 当社専務取締役経営管理担当 2020年12月 当社専務取締役経営管理担当兼人事・秘書担当 2021年8月 当社専務取締役経営管理担当兼人事・秘書担当兼総合企画担当兼海外事業推進担当 (現任) 2021年10月 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長 (現任) 2022年5月 日本管財住宅管理(株)代表取締役社長 (現任) 日本住宅管理(株)代表取締役社長 (現任) (株)エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス代表取締役社長 (現任)</p>	<p>40,326株 40,326株</p>
<p>[取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由] 営業部門や建物管理運営部門、管理部門等様々な部門における当社業務に携わり、豊富な知識と実務経験を有しております。現在は経営管理・人事担当及び総合企画・海外事業推進担当として幅広い立場で中長期的な経営戦略の実現に向け当社グループを横断的に管理・統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		
<p>とく やま よし かず 徳山 良一 (1956年12月3日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社 2010年6月 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長 (現任) 2011年6月 当社専務取締役営業部門担当 2011年10月 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長 2013年12月 当社専務取締役企業戦略担当 2017年4月 当社専務取締役技術統轄本部長 (現任) 2022年5月 (株)日本管財環境サービス代表取締役社長 (現任)</p>	<p>7,900株 7,900株</p>
<p>[取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由] 営業部門や企画部門、技術部門に携わり、幅広く豊富な実務経験を有しております。現在は当社の技術部門・購買部門・品質管理部門を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	上段：所有する当社株式の数 下段：割り当てられる 持株会社の株式の数
たか はし くに お 高橋 邦夫 (1954年10月11日生)	2010年6月 当社常務取締役東京駐在 2012年6月 当社専務取締役技術統轄本部長 2013年12月 当社専務取締役業務統轄本部長 2014年6月 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長 2017年4月 当社専務取締役営業統轄本部長 2017年6月 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長(現任) (株)大分駅南コミュニティサービス代表取締役社長(現任) (株)早良グリーンテラス代表取締役社長(現任) (株)福岡カルチャーベース代表取締役社長(現任) 2018年12月 2020年4月 (株)福岡カルチャーベース代表取締役社長(現任) 2022年4月 当社専務取締役業務統轄本部長(現任)	2,800株 2,800株
<p>[取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由] 金融業界での豊富な実務経験を基に当社経営に携わり、また現在は当社の建物管理運営部門を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		
ふる や なお き 降矢 直樹 (1956年1月27日生)	1981年3月 当社入社 2009年6月 当社取締役業務統轄本部東日本担当部長 2010年4月 当社取締役業務部門担当 2011年6月 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長 2012年4月 当社取締役業務統轄本部長 2013年12月 当社取締役人事・秘書・広報担当 2015年4月 (株)日本管財環境サービス代表取締役社長 2015年6月 当社取締役退任 2022年4月 当社グループ企業担当(現任)	21,100株 21,100株
<p>[取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由] 当社において主に建物管理運営部門やコーポレート部門に携わり豊富な実務経験を有しており、また近年はグループ会社の代表取締役として経営全般に携わってまいりました。当社及び当社グループの事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	上段：所有する当社株式の数 下段：割り当てられる 持株会社の株式の数
<p>はら だ やす ひろ 原 田 康 弘 (1960年2月20日生)</p>	<p>1982年6月 当社入社 2011年6月 当社取締役財務部長 2015年4月 当社取締役業績管理担当兼業績管理部長兼管理統轄本部財務部長 2017年4月 当社取締役総合企画・グループ企業統括・単連業績管理担当兼管理統轄本部財務部長 2017年6月 当社常務取締役総合企画・グループ企業統括・単連業績管理担当兼管理統轄本部財務部長 2018年4月 当社常務取締役総合企画・グループ企業統括・単連業績管理担当兼管理統轄本部本部長代理 2020年4月 当社常務取締役管理統轄本部財務統括・総合企画・内部統制担当兼管理統轄本部本部長代理 2020年7月 当社常務取締役管理統轄本部長（現任） 2021年4月 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長</p>	<p>31,346株 31,346株</p>
<p>[取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由] 経理・財務部門に携わり豊富な実務経験を有しており、現在は当社の管理部門を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		
<p>わか まつ まさ ひろ 若 松 雅 弘 (1961年5月11日生)</p>	<p>1985年2月 当社入社 2014年6月 当社取締役業務統轄本部技術・購買担当兼エンジニアリングマネジメント本部長 2016年4月 当社取締役業務統轄本部技術・購買・品質業務管理担当兼エンジニアリングマネジメント本部長 2017年4月 当社取締役営業統轄本部本部長代理兼東日本担当兼東日本開発営業部長 2018年4月 当社常務取締役営業統轄本部本部長代理兼東日本・中部担当 2019年4月 当社常務取締役営業統轄本部本部長代理兼東日本・中部担当兼PPP・PFI担当 2021年6月 NSコーポレーション(株)代表取締役社長（現任） 2022年4月 当社常務取締役営業統轄本部長（現任）</p>	<p>6,964株 6,964株</p>
<p>[取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由] 建物管理運営部門に携わり現場に精通した豊富な経験・知識を有しており、現在は新規顧客の開拓や重要顧客との関係強化をはじめ全国の営業を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役として適任と判断しました。</p>		

- (注) 1. 取締役候補者 福田 武氏は、(株)スリーエスの代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間に営業取引（経営指導料及び役務提供）及び賃貸料の受取等の取引関係があり、持株会社と当社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。
2. 取締役候補者 福田慎太郎氏は、日本サービスマスター(有)の取締役を兼務しており、当社と当社との間に損害保険料の支払及び事務手数料の受取等の取引関係があり、持株会社と当社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。
3. 取締役候補者 高橋邦夫氏は、(株)FCHパートナーズ、(株)大分駅南コミュニティサービス、(株)早良グリーンテラス及び(株)福岡カルチャーベースの代表取締役社長を兼務しており、当社と各社との間に役務提供による営業取引関係があり、持株会社と当社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。
4. 取締役候補者 若松雅弘氏は、NSコーポレーション(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間に営業取引関係（経営指導料及び役務提供）があり、持株会社と当社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。

5. その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の取引関係はなく、持株会社設立後も持株会社との間に特別な取引関係が生じる予定はありません。
6. 持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を填補することになり、被保険者の全ての保険料を持株会社が負担する予定としております。
7. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2022年3月31日現在の所有状況を記載しております。また、割り当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお実際に割り当てられる持株会社株式数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

6. 持株会社の監査等委員である取締役となる者についての事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。なお本項における「当社」とは日本管財株式会社のことをいいます。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	上段：所有する当社株式の数 下段：割り当てられる 持株会社の株式の数
いぬい しんご 乾 新 悟 (1967年11月25日生)	1990年4月 大阪商船三井船舶(株)入社 1995年2月 ローレンツェン・ステモコ社（オスロ）入社 1996年7月 乾汽船(株)入社 2000年6月 同社取締役営業部長 2001年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社取締役会長 2014年10月 同社相談役 2016年10月 同社顧問（現任） 2017年6月 当社取締役（社外）監査等委員（現任） 2020年1月 乾光海運(株)代表取締役（現任） 2022年1月 (株)PALTAC顧問（現任）	0株 0株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 当社の取締役（社外）監査等委員として5年間の経験を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。選任後もこれまで同様、主に経営的な観点から、当社グループの経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役（社外）監査等委員として適任であると判断しました。		
やま した よし ろう 山 下 義 郎 (1965年4月12日生)	1988年4月 東洋信託銀行(株)（現三菱UFJ信託銀行(株)）入社 2000年8月 (株)カシワテック取締役 2002年8月 同社代表取締役社長（現任） 2007年6月 当社監査役 2013年3月 (株)シーメイト取締役会長（現任） 2015年6月 当社取締役（社外）監査等委員（現任） 2018年6月 尾道造船(株)社外監査役（現任）	0株 0株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 当社の取締役（社外）監査等委員として7年間の経験を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。選任後もこれまで同様、主に経営的な観点から、当社グループの経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役（社外）監査等委員として適任であると判断しました。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	上段：所有する当社株式の数 下段：割り当てられる 持株会社の株式の数
<p>こすが こうた 小菅 康太 (1966年12月19日生)</p>	<p>1994年6月 (株)コスガ入社 2004年6月 同社取締役 2006年6月 同社専務取締役 2008年11月 同社取締役辞任 2009年4月 (株)コスガの家具設立 同社代表取締役(現任) 2011年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(社外) 監査等委員(現任)</p>	<p>0株 0株</p>
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由] 当社の取締役(社外) 監査等委員として7年間の経験を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。選任後もこれまで同様、主に経営的な観点から、当社グループの経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役(社外) 監査等委員として適任であると判断しました。</p>		
<p>おかだ たかこ 岡田 貴子 (1965年9月11日生)</p>	<p>1992年10月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)入社 2004年9月 税理士法人トーマツ(現・デロイトトーマツ税理士法人)転籍 2012年10月 同社パートナー 2019年1月 岡田貴子公認会計士・税理士事務所開設代表(現任) 2019年6月 イチカワ(株)監査役(現任) 2020年3月 ケネディクス(株)監査役 ケネディクス不動産投資顧問(株)監査役 2021年6月 当社取締役(社外) 監査等委員(現任)</p>	<p>0株 0株</p>
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由] 当社の取締役(社外) 監査等委員として1年間の経験を有するとともに、公認会計士、税理士としての専門的知識及び豊富な経験を有しており、選任後もこれまで同様、専門家としての豊富な知見を活かし、当社グループの経営への助言と監督を行っていただくことを期待するとともに、当社グループの持続的な企業価値向上のため、持株会社の取締役(社外) 監査等委員として適任であると判断しました。</p>		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の取引関係はなく、持株会社設立後も持株会社との間に特別な取引関係が生じる予定はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者 乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者 乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を填補することになり、被保険者の全ての保険料を持株会社が負担する予定としております。
5. 当社は、乾 新悟、山下義郎、小菅康太及び岡田貴子の各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、持株会社設立後も持株会社とこれら各氏との間で新たに責任限定契約を締結する予定であります。なお、これらの契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に定める金額の合計額であります。
6. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式数は、2022年3月31日現在の所有状況を記載しております。また割り当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお実際に割り当てられる持株会社株式数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

7. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2021年6月30日現在)

名称	PwCあらた有限責任監査法人	
主たる事業所の所在地	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング	
沿革	2006年6月 「あらた監査法人」設立（日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームとして設立） 2006年7月 業務開始 2015年7月 「PwCあらた監査法人」に法人名称変更 2016年7月 有限責任監査法人へ移行し「PwCあらた有限責任監査法人」に法人名称変更	
構成人員	社員（公認会計士・特定社員）	168名
	公認会計士	892名
	公認会計士試験合格者等	578名
	監査補助職員	1,237名
	その他の事務職員	133名
	合計	3,008名
被監査会社数	監査証明業務	1,158社
	非監査証明業務	1,205社
資本金	10億円	
事務所等	東京、名古屋、大阪、福岡	

(注) 当社の監査等委員会がPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が、専門性、独立性及び適切性を有し、持株会社の監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制が備わっていると判断したためであります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第12条に定時株主総会の議決権の基準日に係る規定を定めておりますが、第2号議案の「株式移転計画承認の件」が承認され、2023年4月3日（予定）をもって株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を実施いたしますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、定時株主総会の議決権の基準日制度は廃止することとし、第12条（基準日）を削除するとともに、第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、この定款変更は、第2号議案の「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、2023年3月31日の前日までに本株式移転に係る株式移転契約の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2023年3月31日にその効力を生じることといたします。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第11条（条文省略） （基準日） <u>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u> ことができる。	第1条～第11条（条文省略） （削除）
第13条～第46条（条文省略） 附則（条文省略）	第12条～第45条（現行どおり） 附則（現行どおり）

(ご参考)

2023年3月期(2022年4月1日～2023年3月31日)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、変更後定款第43条(期末配当金)に従い、2023年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定であります。

第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員であるものを除く。)全員が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者の選任につきましては、監査等委員会において審議の結果、適任であると判断されました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふく だ たけし 福 田 武 (1940年9月6日生)	1965年10月 当社設立代表取締役社長就任 1972年8月 (株)日本管財サービス設立代表取締役社長就任 1978年12月 (株)スリーエス設立代表取締役社長就任(現任) 2002年4月 (株)エヌ・ケイ・エス代表取締役会長 2008年4月 当社代表取締役会長(現任)	949,008株
		[選任の理由] これまで当社グループの経営全般に携わり、現在は代表取締役会長として強いリーダーシップで当社グループを牽引するとともに、業務執行の監督を担っております。業界事情並びに当社事業に精通し、豊富な経験に基づく高度な知見、判断力を有している点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。	
2	ふく だ しんたろう 福 田 慎太郎 (1965年6月29日生)	1998年3月 当社入社 情報統括責任者 1998年6月 当社取締役情報統括責任者 1999年6月 当社常務取締役企画担当 2002年8月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ代表取締役社長 2002年10月 当社専務取締役総合企画室担当兼情報システム室担当 2005年6月 (株)日本プロパティ・ソリューションズ取締役会長 2006年10月 日本サービスマスター(有)取締役(現任) 2008年4月 当社代表取締役社長(現任)	2,066,802株
		[選任の理由] これまで当社における業容拡大や経営改革を推進し、現在は代表取締役社長として強いリーダーシップで当社グループを牽引しております。業界事情及び当社事業に精通し、豊富な経験に基づく高度な知見、先見性を有している点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	やす だ まもる 安 田 守 (1955年6月18日生)	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社取締役総合企画室長 2007年2月 当社常務取締役営業統轄本部副本部長東日本担当 2011年6月 当社専務取締役総合企画担当 グループ企業経営効率化担当 2012年4月 当社専務取締役管理統轄本部長 2019年6月 (株)エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス代表取締役社長 2020年7月 当社専務取締役 経営管理担当 2020年12月 当社専務取締役経営管理担当兼人事・秘書担当 2021年8月 当社専務取締役経営管理担当兼人事・秘書担当兼総合企画担当兼海外事業推進担当(現任) 2021年10月 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長(現任) 2022年5月 日本管財住宅管理(株)代表取締役社長(現任) 日本住宅管理(株)代表取締役社長(現任) (株)エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス代表取締役社長(現任)	40,326株
【選任の理由】 営業部門や建物管理運営部門、管理部門等様々な部門における当社業務に携わり、豊富な知識と実務経験を有しております。現在は経営管理・人事担当及び総合企画・海外事業推進担当として幅広い立場で中長期的な経営戦略の実現に向け当社グループを横断的に管理・統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			
4	とく やま よし かず 徳 山 良 一 (1956年12月3日生)	1979年4月 当社入社 2010年6月 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長(現任) 2011年6月 当社専務取締役営業部門担当 2011年10月 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長 2013年12月 当社専務取締役企業戦略担当 2017年4月 当社専務取締役技術統轄本部長(現任) 2022年5月 (株)日本管財環境サービス代表取締役社長(現任)	7,900株
【選任の理由】 営業部門や企画部門、技術部門に携わり、幅広く豊富な実務経験を有しております。現在は当社の技術部門・購買部門・品質管理部門を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	たか はし くに お 高 橋 邦 夫 (1954年10月11日生)	2010年 6 月 当社常務取締役東京駐在 2012年 6 月 当社専務取締役技術統轄本部長 2013年12月 当社専務取締役業務統轄本部長 2014年 6 月 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長 2017年 4 月 当社専務取締役営業統轄本部長 2017年 6 月 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長 (現任) (株)大分駅南コミュニティサービス代表取締役社長 (現任) (株)早良グリーンテラス代表取締役社長 (現任) 2018年12月 (株)福岡カルチャーベース代表取締役社長 (現任) 2020年 4 月 (株)福岡カルチャーベース代表取締役社長 (現任) 2022年 4 月 当社専務取締役業務統轄本部長 (現任)	2,800株
<p>[選任の理由] 金融業界での豊富な実務経験を基に当社経営に携わり、また現在は当社の建物管理運営部門を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。</p>			
6	新任 ふる や なお き 降 矢 直 樹 (1956年 1 月27日生)	1981年 3 月 当社入社 2009年 6 月 当社取締役業務統轄本部東日本担当部長 2010年 4 月 当社取締役業務部門担当 2011年 6 月 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長 2012年 4 月 当社取締役業務統轄本部長 2013年12月 当社取締役人事・秘書・広報担当 2015年 4 月 (株)日本管財環境サービス代表取締役社長 2015年 6 月 当社取締役退任 2022年 4 月 当社グループ企業担当 (現任)	21,100株
<p>[選任の理由] 当社において主に建物管理運営部門やコーポレート部門に携わり豊富な実務経験を有しており、また近年はグループ会社の代表取締役として経営全般に携わってまいりました。当社及び当社グループの事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、取締役候補者として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	はら だ やす ひろ 原 田 康 弘 (1960年2月20日生)	1982年6月 当社入社 2011年6月 当社取締役財務部長 2015年4月 当社取締役業績管理担当兼業績管理部長 兼管理統轄本部財務部長 2017年4月 当社取締役総合企画・グループ企業統括・ 単業績管理担当兼管理統轄本部財務部長 2017年6月 当社常務取締役総合企画・グループ企業 統括・単業績管理担当兼管理統轄本部 財務部長 2018年4月 当社常務取締役総合企画・グループ企業 統括・単業績管理担当兼管理統轄本部 本部長代理 2020年4月 当社常務取締役管理統轄本部財務統括・ 総合企画・内部統制担当兼管理統轄本部 本部長代理 2020年7月 当社常務取締役管理統轄本部長 (現任) 2021年4月 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長	31,346株
【選任の理由】 経理・財務部門に携わり豊富な実務経験を有しており、現在は当社の管理部門を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			
8	わか まつ まさ ひろ 若 松 雅 弘 (1961年5月11日生)	1985年2月 当社入社 2014年6月 当社取締役業務統轄本部技術・購買担当 兼エンジニアリングマネジメント本部長 2016年4月 当社取締役業務統轄本部技術・購買・品 質業務管理担当兼エンジニアリングマネ ジメント本部長 2017年4月 当社取締役営業統轄本部本部長代理兼東 日本担当兼東日本開発営業部長 2018年4月 当社常務取締役営業統轄本部本部長代理 兼東日本・中部担当 2019年4月 当社常務取締役営業統轄本部本部長代理 兼東日本・中部担当兼PPP・PFI担当 2021年6月 NSコーポレーション(株)代表取締役社長 (現任) 2022年4月 当社常務取締役営業統轄本部長 (現任)	6,964株
【選任の理由】 建物管理運営部門に携わり現場に精通した豊富な経験・知識を有しており、現在は新規顧客の開拓や重要顧客との関係強化をはじめ全国の営業を統括しております。当社事業に係る高度な知見を有する点を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上のため、引き続き取締役として適任と判断しました。			

- (注) 1. 取締役候補者 福田 武氏は、(株)スリーエスの代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間に営業取引(経営指導料及び役務提供)及び賃料の受取等の取引関係があります。
2. 取締役候補者 福田慎太郎氏は、日本サービスマスター(有)の取締役を兼務しており、当社と当社との間に損害保険料の支払及び事務手数料の受取等の取引関係があります。
3. 取締役候補者 高橋邦夫氏は、(株)FCHパートナーズ、(株)大分駅南コミュニティサービス、(株)早良グリーンテラス及び(株)福岡カルチャーベースの代表取締役社長を兼務しており、当社と各社との間に役務提供による営業取引関係があります。

-
4. 取締役候補者 若松雅弘氏は、NSコーポレーション(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間に営業取引関係（経営指導料及び役務提供）があります。
 5. その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の取引関係はありません。
 6. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D&O保険）の契約を締結しており、2022年7月更新の予定であります。本議案における降矢直樹氏を除く候補者全員は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。なお降矢直樹氏は選任後あらたに被保険者となります。
 - (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - (2) 補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
当社 本店 大会議室
電話 (0798) 35-2200 (代)



最寄駅から当社へのアクセス経路及び所要時間

経路① JR西宮駅「南口」▶国道2号線▶当社（徒歩**10**分程度）

経路② 阪神西宮駅「市役所口」▶市役所前線▶国道2号線▶当社（徒歩**5**分程度）

経路③ 阪神西宮駅「えびす口」▶札場筋線（国道171号線）▶国道2号線▶当社（徒歩**8**分程度）

※ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

2020年開催の第55期定時株主総会より、お土産を廃止いたしました

UD
FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。